

別紙 1

下関市細江旅客上屋（附属車両置場） 指定管理候補者選定基準

大 項 目	評価の視点（小項目）
A 設置目的に合致した管理運営が行われること	(1) 基本方針が施設の設置目的に合致しているか。 (2) 団体等の経営モラルは適切か。
B 市民の平等な利用が確保されること	(1) 一部の市民に対して、不当な利用を制限したり優遇したりする恐れが無いか。
C 施設の効用が最大限に発揮されること	(1) 施設の設置効果を高めるため、事業計画の内容が具体的、現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られるか。 (2) ターミナル利用者に対する利便性向上が見込めるか。
D サービスの向上が図れること	(1) 利用者への応接等、接遇に対する対応は適切か。 (2) 利用者の要望・意見・苦情を把握し、改善に結びつける方策がとられているか。 (3) 緊急時対策や防災対策はとられているか。 (4) 施設維持管理、安全管理は適切か。 (5) 利用者のトラブル対処方法や付近住民に対する配慮は適切か。
E 利用料金制の設定が適切であること	(1) 利用者負担の軽減が図られているか。 (2) 下関市への納付金について、適切な利益配分が図られているか。
F 管理に係る経費縮減が図られること	(1) 現実的な経費見積もりがなされているか。 (2) 経費の縮減及び効率的な管理運営のための創意工夫がみられるか。また、その内容は運営に支障が生じないか。
G 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること	(1) 安定的な運営が可能となる団体等の経営的基礎はあるか。 (2) 団体等としての施設管理の体制は適切か。（施設現場に対する支援体制等） (3) 職員体制、配置は適正か。 (4) 職員の知識・技能、指導育成及び研修体制は適切か。（人材確保と育成）
H 個人情報 that 適正に管理されること	(1) 個人情報の管理体制は十分か。（書類の管理、利用の適正、職員への周知）
I その他	(1) 地域との連携、他施設との連携 (2) 応募の動機、アピール事項 (3) その他選定委員会が特に評価を必要とした事項